

公告

一般競争入札(入札後資格確認型一般競争入札)を次のとおり行う。

令和5年9月21日

豊橋市長 浅井 由崇

記

1 入札に付する事項	
委託業務名	機密文書等搬出、収集運搬及び処分業務
業務内容	仕様書のとおり
業務期間	契約締結日 から 令和6年2月29日 まで
業務場所	仕様書のとおり
入札方法	(1) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること
2 入札参加資格 次のいずれにも該当する者でなければ入札に参加することができない。	
営業種目1	大分類 役務の提供等 中分類 その他の業務委託等 小分類 機密文書・データ廃棄 細分類
営業種目2	大分類 役務の提供等 中分類 建物等各種施設管理 小分類 廃棄物・リサイクル 細分類 産業廃棄物処理(収集・運搬)
地域要件	愛知県内の本店(本社)または営業所等で、本市に登録している業者
許可・資格等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の許可を受けていること
実績要件	なし
その他	(1) 令和4・5年度物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者 (3) この公告の日から落札決定の日の期間において、豊橋市から指名停止措置に付されていない者 (4) この公告の日から落札決定の日の期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けていない者 (5) 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていない者 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
3 入札に関する事項	
入札書及び内訳書提出期限	令和5年10月3日 16時00分 まで 郵送可(期限厳守)
開札日時	令和5年10月4日 10時00分 から
開札場所	豊橋市民病院 診療棟1階 医事課
契約条項を示す場所及び問い合わせ先	豊橋市役所 医事課(電話0532-33-6111)

質問期間 及び方法	令和5年9月21日 10時00分 から 令和5年9月25日 17時00分 まで
上記回答日 及び方法	令和5年9月27日
入札保証金	免除する
契約保証金	免除する
最低制限価格	無
スライド制度	適用対象外
4 入札参加資格の確認	入札参加資格は、入札後資格確認型で行う。
5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(休日等を含まない。)以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。
6 その他	<p>(1) 入札の回数は、初度分を含めて3回までとする。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 落札候補者の決定方法</p> <p>豊橋市契約規則第43条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。(最低制限価格設定有りの場合、最低制限価格未満の価格で入札を行った者は落札候補者としない。)ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。</p> <p>(4) 落札候補者に提出を求める書類</p> <p style="text-align: center;">提出書類 上記「2入札参加資格 許可・資格等」に示した許可証の写し</p> <p>(5) 落札決定の辞退について</p> <p>入札書提出後落札決定までの間に、他業務について落札候補者又は落札者となったことにより、本業務の受注ができなくなった場合は、ただちに落札決定の辞退を申し出ること。</p> <p>(6) 落札者の決定</p> <p>落札候補者について、(5)の提出書類により参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適格者の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、以後これを繰り返すものとする。</p>
7 不正行為排除	<p>(1) 本市に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと豊橋市公正入札調査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。</p> <p>(2) 本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、豊橋市契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。</p>
8 暴力団排除	<p>(1) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合豊橋市は一切の損害賠償の責めを負わない。</p> <p>(2) 契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。</p>